多可町新庁舎建設基本計画



平成 26 年 12 月

多 可 町

はじめに

本町では、合併協議会で策定された新町建設計画に基づく各事業を、合併特例債、国・県からの補助金や交付金を利用しながら進めて参りました。そのうち施設の整備としては、平成22年5月に加美コミュニティプラザ、平成23年5月に八千代コミュニティプラザを整備してきました。そして多可町役場の中核となる本庁舎を整備するために基本計画を作成し、庁舎整備に対する行政の方針をまとめることになりました。

現在の本庁舎は、昭和37年建設の東館と昭和48年建設の西館からなり、耐震性の不足や設備の老朽化に加え、バリアフリーや多機能トイレが整備されていないなど、様々な課題を抱えています。

これまで「庁舎等のあり方検討委員会」(平成 18 年度)や「多可町公共施設検討委員会」(平成 19 年度)において、本庁舎の改修に関する報告並びに提言がなされてきましたが、今後の具体的な方向性についての結論には至っていませんでした。

そのような中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」における甚大な被害は、私たちに大きな衝撃を与えました。本町におきましても、今後予想される東南海・南海地震や、山崎断層による地震、年々被害が深刻化している水害への対応など、庁舎に求められる機能は多く、また大変重要であることを再認識することとなりました。

こうした状況を受け、町民の方々が本当に必要な本庁舎、求められる機能を備えた本庁舎を検討するために、平成23年度に多可町本庁舎等基本計画策定委員会を設置いたしました。1年以上もの間お世話になり、計13回の会議及び先進地視察など慎重審議をいただいて、この度提言書として意見をとりまとめ提出いただきました。

また、この提言書を3区の地域協議会に諮問し、答申書も提出いただきました。

本町では、「行政が果たす役割を効率的に行える本庁舎」の実現を図るため、これまでにいただいたご意見や、阪神淡路大震災・東日本大震災の教訓を踏まえ、多可町民の安全・安心な暮らしを守るための拠点づくりとなる「新しい本庁舎」の整備を目指し、新庁舎設計の指針となる「多可町新庁舎等基本計画」を策定しました。

今後も引き続き、町民の皆様のご意見をお伺いしながら、新庁舎の整備事業を進めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成 26 年(2014年) 12 月

多可町長 戸 田 善 規

1.	新庁舎	整備の必要性と現本庁舎の課題	
	1 - 1	これまでの検討経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	1-2	現本庁舎の課題点の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	1-3	考慮すべき社会的背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
0	±c.←.∧‡		
2.		整備の基本方針	
	2-1	新庁舎整備の基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	2-2	新庁舎整備の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	2-3	新庁舎建設予定地の選定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3.	新庁舎の	の機能、規模の算定	
	3-1	新庁舎の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	3-2	新庁舎を含む公共施設統合の考え方・・・・・・・・・・・・・・・	17
	3-3	新庁舎規模の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
	3-4	駐車場規模の算定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
4.	事業実施	·····································	
	4-1	工事費の概算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	4-2	財源・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	4-3	事業スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24

参考資料

1. 新庁舎整備の必要性と現本庁舎の課題

1-1 これまでの検討経緯

庁舎整備にかかる主な経緯

●昭和37年 東館建設

●昭和 48 年 西館建設

●平成 15 年 9 月 中町·加美町·八千代町合併協議会設置

●平成 17 年 本庁舎耐震診断 結果 最低値 Is 値 0.23: 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し又は崩壊する危険性が高い

●平成17年11月1日 3町が合併し、多可町が誕生

●平成 18 年度 「庁舎のあり方検討委員会」

- <◆本庁舎および地域局等のあり方> ---

- ① 本庁舎については、新庁舎の建設は行わず、現庁舎維持型もしくは現庁舎増改築型で検討する。実施時期については、社会情勢を踏まえよく考える。
- ② 地域局等の施設についても、できるだけお金をかけずに現庁舎維持型もしくは現庁舎増改築型で検討する。
- ③ できれば教育委員会、建設課、上下水道課を本庁舎のなかへ移せるように検討する。
- ④ 庁舎等のあり方、公共施設のあり方に関する検討委員会もしくはプロジェクトチームを 平成 19 年度中に立ち上げ、具体的な準備を進めていくことを望む。
- ⑤ 各施設の空きスペースの有効利用を図る。

●平成 19 年度 「多可町公共施設検討委員会」

<◆本庁舎についての基本的な考え方>・-

庁舎については、建物構造、配置等で再構築が必要である。そのため、現位置で改築するのか、または新たな場所で新築するのか、周辺の環境整備など将来構想を含めた詳細な案で比較検討し、一番よい方法を選択していくのがよい。ただし、将来の合併、国の動向などを確認のうえ実施年次、合併特例債の使用等は町が議会と調整しながら執行するものとする。

※付帯意見:委員会では

- 1. できる限りお金を使わずに現在の庁舎・施設を利用する。
- 2. 行政機能の集約、町民が参画できる新たな新庁舎の建設が必要である。
- 3. 改築がよいのか、新築がよいのか総合的な観点から概算事業費を算出しながらよい方法を選択する。

という3つの意見に分かれた中で方向性を導いている。

また、公共施設用地の借地を見直し、適正な管理体制を構築する。

●平成 23 年度~平成 24 年度 「多可町本庁舎等基本計画策定委員会」

<◆本庁舎についての提言>

本庁舎の整備方針

本庁舎の改修は後年度の費用負担を考慮し、「新築」とする方がよい。

本庁舎の建設予定地は、『防災』、『日常利便性』、『敷地』、『工事中の利便性』、『コスト』から総合的に評価し、「中央公民館敷地」が妥当である。

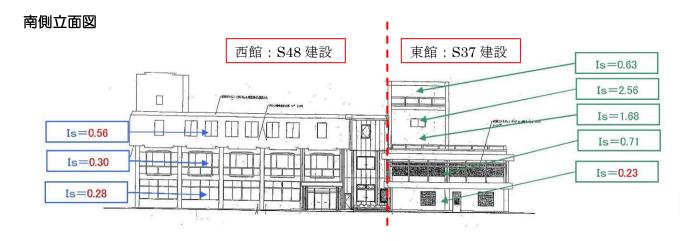
本庁舎の規模は平成 27 年度の職員数を基準に「最大 5,500 ㎡とし、階層は 4、5 階程度とする。

1-2 現本庁舎の課題点の整理

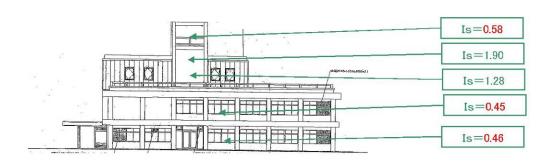
(1)施設老朽化による安全性の不足

現本庁舎の東館は昭和 37 (1962) 年に建設され、西館は昭和 48 (1973) 年に建設されています。外壁には、ひび割れが確認され、各所で雨漏りが生じているほか、空調設備や電気設備、給排水設備の老朽化が進んでいます。また、平成 17 年に実施された耐震診断の結果では、耐震性能が非常に低い状態であり、利用する町民の安全性を考えると、早急に改善する必要があります。

<参考資料:平成17年実施の耐震診断結果>



東側立面図



※ls 値:

耐震指標 Is 値 0.6 は、旧基準の建物(S56 年以前)の耐震性を評価する上で判断ラインとなっており、補強を考える上でも満たすべき最低限の目標値と考えられています。

(2) 防災拠点に必要な機能の不足

新庁舎は、防災対策の拠点や情報収集・伝達の拠点などの災害対策活動に必要な拠点であり、 他の公共施設に比べ、大地震や水害に対しても十分な機能確保が求められます。

<平成23年台風12号 災害対策本部の様子>





(3) 高齢者・障がい者への配慮不足

現本庁舎では、東館と西館との段差による転倒や、車いす利用者に対応したトイレが不十分であるなど、高齢者や障がい者への配慮が不十分な状況となっています。



東館と西館との段差



車いすが通行するスペースへの配慮が必要

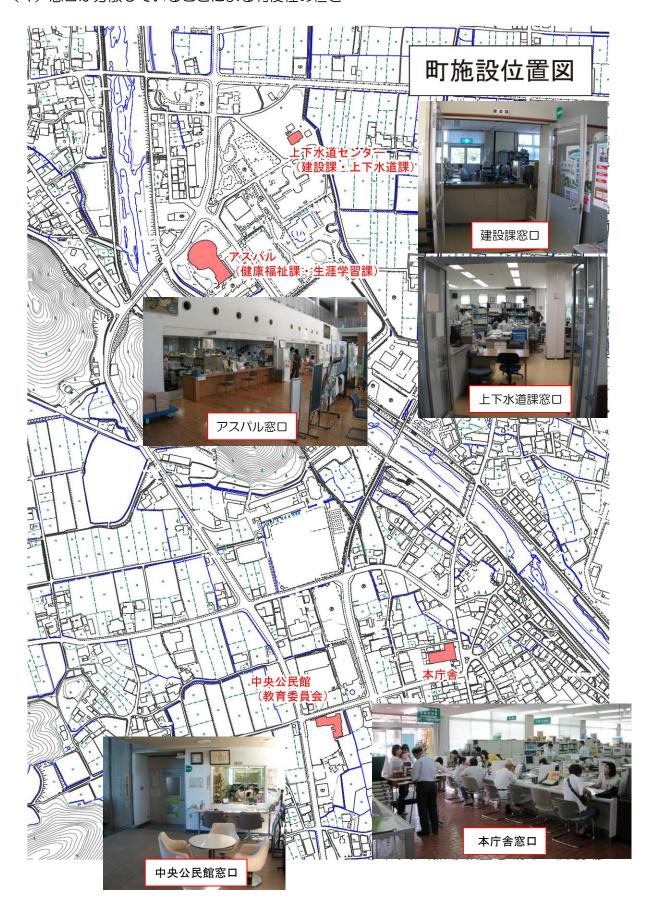


トイレの段差



和式便器だと足が不自由な方が使いづらい

(4)窓口が分散していることによる利便性の低さ



1-3 考慮すべき社会的背景

(1) 大規模災害への備え

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で再認識させられましたが、町庁舎には町民の生命や財産を守るという重要な役割があります。また、平成 7 年 (1995) 1 月 17 日に発生した阪神淡路大震災では神戸市役所 2 号館の 6 階部分が圧壊し、その階に執務していた神戸市下水道局は、図書、重要書類が使えず、執務室もやむを得ず神戸市教育会館に移動させるなど早期の復旧事業執行に困難を極めていました。

今後、非常に高い確率で発生が予想される東南海・南海地震や山崎断層による地震、近年の気候変動による集中豪雨などの水害への備えは緊急の課題であり、十分に対策を講ずることが重要です。

(2) 少子化・高齢化の進行と行政に対する需要の変化

多可町は、全国や兵庫県の平均を上回るペースで少子化・高齢化が進行し、高齢者に対する行政サービス需要が、今後ますます増加することが予想されます。核家族化の進行と、さらには高齢者世帯の増加が顕著であり、かつて同居家族が行なっていた高齢者への生活支援の一部を、行政や地域社会が担わざるを得ない状況になりつつあります。

また、少子化・高齢化に起因する多可町の地域活力の低下は、町税の減収や町民への行政サービスの低下を招き、さらなる人口流出が起こるという悪循環を生じさせる恐れがあります。このような課題を解決するためには、地場産業の振興や観光の振興などの施策と併せて、行政の効率化・合理化を図り、地域の課題解決を地域住民自らが主体的に担うなど、[※]自助・共助・公助の考え方が重要となってきます。

(3) 環境に対する意識の高まりと気候変動に対する取り組み

気候変動をはじめとする環境問題への関心が高まっており、特に二酸化炭素排出抑制等の省エネルギー施策は国家を超えた地球規模の問題となっています。多可町においても、「太陽光」等の再生可能エネルギー利用に積極的に取り組んでいきます。

(4) 施設建設事業費の高騰

東日本大震災の復興事業並びに 2020 年の東京オリンピックの関連事業に伴い、建設事業費 (特に人件費と鉄鋼関係)の高騰が著しく進んでいます。新庁舎建設予定の2年後にはさらなる 物価上昇が見込まれており、多可町が今後予定している施設整備の事業費抑制を図る必要性があります。

※自助·共助·公助:

自らを守る「自助」、近隣で互いに助け合う「共助」、自治体が支援する「公助」の3種類がある。この「三助」の考え方は江戸時代の米沢藩主・上杉鷹山が提唱したとされる。

新庁舎整備の基本方針

新庁舎整備の基本理念

行政が果たすべき役割を効率的に行える本庁舎

~多可町民の安全と安心を守るために~







防災指揮機能を担う

・充実した行政サービスを提供し、使いやすく無駄のない庁舎

・「自助、共助」を支援し、町民と行政との協働を推進する庁舎

質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する役割

町民の安全・安心を守る災害対策拠点としての役割

・町民の安全安心を守る庁舎

地域産木材を有効に活用した庁舎

地球環境にも人にも優しい環境を提供する先駆的な役割

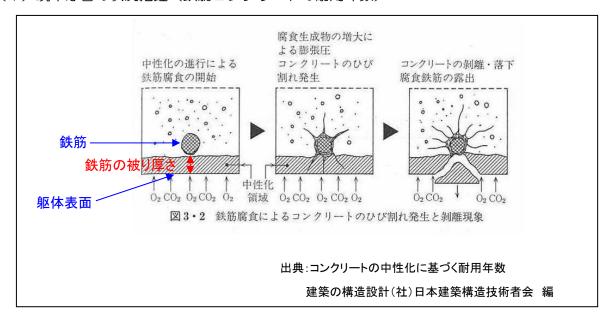
・省エネや自然との共生、バリアフリー等に配慮された庁舎

8

2-2 新庁舎整備の方法

新庁舎の整備方法については、「新築」と「耐震改修+増築」のどちらで行うかを検討しました。

(1) 現本庁舎の状況把握(鉄筋コンクリートの耐用年数)



鉄筋コンクリート造の物理的(材料的)な耐用年数は、*コンクリートの中性化が鉄筋の錆びに繋がり、鉄筋の錆びが建物の寿命に大きく関与すると言われています。地域や使用状況にもよりますが、コンクリートの中性化は 60 年で 40~50 mm進むという統計があります(現本庁舎の鉄筋に対するコンクリート被り厚さも 40~50 mm程度)。鉄筋腐食に影響するコンクリート中性化という面からも、現在の建物の耐用年数を約 60 年と捉えることが妥当であると考えられます。

<2014 年 12 月現在の状況 耐用年数を 60 年とした場合>

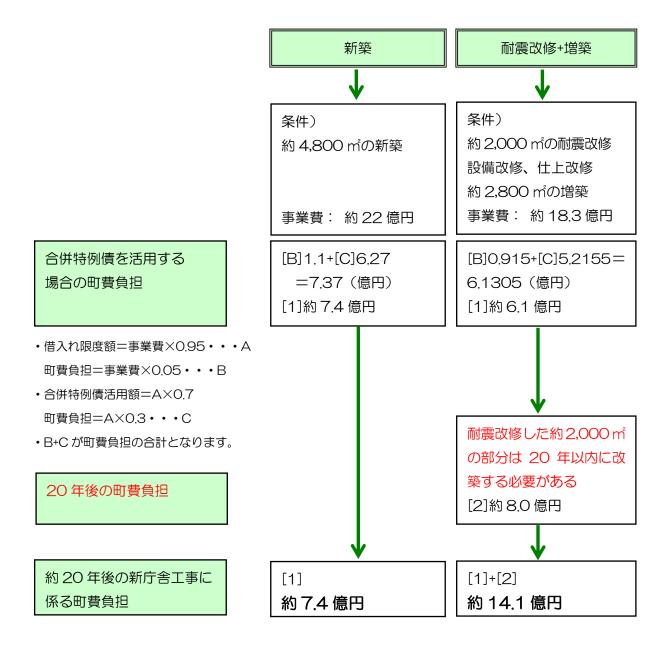
本庁舎(東館) →昭和 37 年(1962 年)竣工 築 52 年目 あと8 年で耐用年数本庁舎(西館) →昭和 48 年(1973 年)竣工 築 41 年目 あと 19 年で耐用年数中央公民館 →昭和 48 年(1973 年)竣工 築 41 年目 あと 19 年で耐用年数

よって、「耐震改修+増築」の整備方法を選択した場合、20年以内には既存建設部分の建て替えが必要となってきます。(増築の規模にもよりますが、法的な建替えの義務も発生します。)

※コンクリートの中性化:

鉄筋コンクリート造は、鉄筋の周りをコンクリートで固め強度を上げている構造物ですが、その際、鉄筋はコンクリートの主成分であるセメントから出るアルカリ性の皮膜で覆われています。空気中の炭酸ガスがコンクリートの内部に侵入していき鉄筋の位置に達すると炭酸ガスとアルカリ性の被膜が化学反応を起こし中性になってしまいます。皮膜が失われた鉄筋は徐々に腐食していき、サビが膨張することによって内部からコンクリートを押し広げ、ひび割れや剥離が起こり、鉄筋がむき出しになってしまい強度が著しく下がってしまいます。

(2) 建設コストによる比較



以上の比較検討の結果、後年度の財政負担も考慮すると「新築」で建設する方が有利であると考えます。

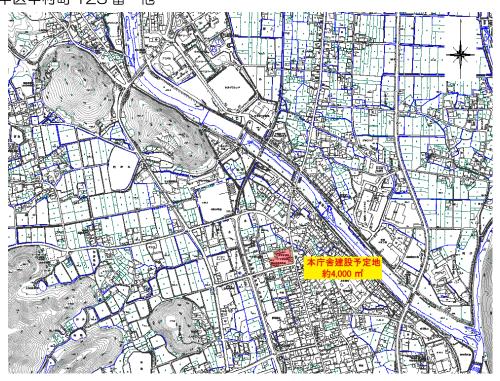
2-3 新庁舎建設予定地の選定

委員会では、「防災」「日常利便性」「敷地」「工事中の利便性」「コスト」の5つの視点から各候補地の比較、評価を行いました。5つの視点の中で評価項目を検討いただき総合的に判断された結果、「中央公民館敷地」が妥当であると提言いただきました。

行政としては、委員会の結果と、3区の地域協議会に諮問し答申を受けた内容を合わせて再検討した結果、委員会の提言とは異なった「現本庁舎敷地」が最適地であるとの判断になりました。 主な理由は次のとおりです。

(選定理由)

- 〇新庁舎建設予定地の選定作業で、最も重要な項目は「防災」です。最重要事項を「防災」として各候補敷地を見直しましたが、他の敷地に比べ防災面で優れているのは「中央公民館敷地」と「現本庁舎敷地」です。当初、「中央公民館敷地」で検討してきましたが、今後の建設事業費の高騰を考慮した場合、中央公民館敷地へ本庁舎を移すと別の施設の建設が必要となり、新たに2つの施設の建設を実施すると、将来の多可町の財政状況が非常に厳しい状況になります。また、仮設庁舎として利用可能な有休公共施設があらたにでてきたことから、「現本庁舎敷地」で新庁舎を新築し、社会情勢を注視しながら(仮称)生涯学習センター建設についての判断を行っていきます。
- ○アスパル周辺敷地は浸水区域であり、敷地を嵩上げしても、周辺道路が浸水している状況では 災害復旧活動に支障が出ます。また、アスパル周辺敷地を嵩上げすることによって川下の岸上、 間子集落へ雨水が集中するため、浸水被害が増大する可能性があります。よって、新庁舎建設 予定地には不適格との結論に至りました。
- <新庁舎建設予定地> 多可町中区中村町 123 番 他



3. 新庁舎の機能、規模の算定

委員会では「先進事例の視察」や「ワークショップ形式での意見交換」をもとに、新庁舎各部 について具体的な考え方をまとめられました。本計画書ではそれらの考え方を基本に各部の考え 方を示します。

3-1 新庁舎の基本的な考え方

(1) 窓口機能の考え方

• <u>誰にでも利用しやすくわかりやすい窓口</u> 「整備の方針」



(写真:宍粟市庁舎)

- ・利用頻度が高い部署を集約配置し、ワンストップサービス窓口として利用しやすいようにします。
- ・受付窓口は、番号表示などを活用し、誰にでもわかりやすい案内表示とします。
- ・窓口は、車いす利用者への配慮や圧迫感を軽減するために、ローカウンターも設置します。
- ・音声案内や触知対応による案内など、障がい 者への配慮も行います。

プライバシーに配慮した相談窓口・相談室

[整備の方針]



(写真:真庭市庁舎)

- ・多種多様な相談が増えており、相談内容に応じたスペースを計画します。
- ・必要に応じて、間仕切り設置や個室設置等を検討します。

待合ロビー

[整備の方針]



(写真:宍粟市庁舎)

- ・ 待合ロビーは、新庁舎入口と窓口とに近いところに配置します。
- ・ 待合機能は、ロビーに集約配置し、ゆとりのある広さを確保します。

(2) 防災拠点機能・執務機能・執行機能・議会機能の考え方

・災害時の対策本部スペース(会議室・打合せスペース)

[整備の方針]



(写真: 宍粟市庁舎)

・会議室は、可動間仕切り等により、平常時の 会議利用のほか、災害時の対策本部室としての 利用も視野に入れたフレキシブルな室構成とし ます。

・効率よく業務が遂行できる執務空間

[整備の考え方]



(写真:宍粟市庁舎)

- ・執務室は、業務や組織の改変に対応しやすく、 町職員同士の意思疎通が図りやすいオープンフロア形式を基本とします。
- ・床は*プリーアクセスフロアを基本として、家具什器やパソコンの配置変更等に柔軟に対応できるようにします。
- ・執務空間の開放性と効率的な収納スペースを確保するため、低型キャビネットや壁収納を検討します。



(写真:真庭市庁舎)

- ・町長室や応接室は、執務機能とのつながりを 考慮しながら、セキュリティにも配慮した位置 に計画します。
- ・議場は車いす利用者の傍聴スペース確保など、 町民の誰もが傍聴できるように配慮します。

※フリーアクセスフロア:

通信、パソコン機器、OA事務機などの「床下配線」に適した二重床のことを指す。OAフロアとも言う。床下を最大限に活用した計画の一種。

(3) 共用機能の考え方

• ユニバーサルデザインの考え方に配慮した庁舎

◇トイレ

[整備の考え方]



(写真:真庭市庁舎)

- •誰でも利用できる多機能トイレを設置します。
- ・子ども連れの利用者に対応できる授乳室やおむつ交換台等を設置します。
- ・オストメイト対応(汚物流し・ハンドシャワー付温水設備)の設備を設置します。

◇エレベーター

[整備の考え方]



- ・車いす利用者に配慮し、円滑に上下階の移動 ができるように適切な位置に配置します。
- ・救急時のストレッチャー搬送等の利用にも配慮します。

◇駐車場

[整備の考え方]



(写真: 宍粟市庁舎)

・車いす用の駐車場は入口の近くに設置します。 雨に濡れずに入口まで行けるように配慮を行な います。

◇廊下•階段

[整備の考え方]



・廊下や階段等の共用空間は、人の往来に配慮 し、十分な幅員を確保し、移動しやすい計画と します。

(写真: 宍粟市庁舎)

・収納スペースの考え方

◇書庫・倉庫

[整備の考え方]



- •書庫や倉庫は、適正なスペースを確保します。
- ・利用頻度等も考慮し、書庫・倉庫の位置を計画します。

セキュリティの考え方◇サーバー室など「整備の考え方」



指紋認証方式のイメージ



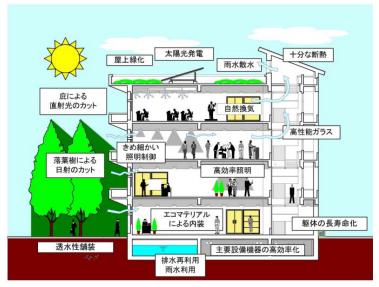
非接触にカードリーダ

・サーバー室は、新庁舎内の各種情報から町民の情報も管理しますので、セキュリティを高めた管理システムとします(指紋認証などによる入退室・入退庁の管理など)。今後、サーバーをクラウド化し、維持管理費の節減も行います。事務室ゾーニング計画にも配慮を行ないます。

(4) 新庁舎の構造・設備

・ 耐震性能や災害対策について

[整備の考え方]



- ・大地震などの災害が発生した場合でも、 新庁舎の^{*}構造躯体や設備機器が機能維持できる計画とします。
- ・情報伝達手段やネットワーク構築も 重要であり新庁舎はその中核をなすよ うに整備します。

(多可町における災害想定[地震・水害]を考慮し、緊急輸送道路との連絡も重要視します。)

※構造躯体:

構造躯体とは、建築構造を支える骨組みにあたる部分のことで、基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい等)、床版、屋根版又は横架材(梁など)などをいいます。

• 環境に配慮した設備 • 機能

[整備の考え方]



- ・自然光を有効に採り入れるとともに、LED照明の導入も積極的に行い、照明消費電力の低減を図ります。
- ・太陽光発電や雨水利用を活用できるようにします。

バックアップ機能

[整備の考え方]



(写真:北島市庁舎)



(写真:真庭市庁舎)

- ・自家発電設備や無停電装置を設置し、停電や災害時の電源を確保 します。
- ・耐震貯水槽(飲料用水・雑用水) を設置し、水源を確保します。

現在分散している行政組織ならびに教育委員会を新庁舎に集約することにより効率化を図り、町民サービスの維持、ワンストップサービスの 実現に努めます。

具体的には、「上下水道センター」の建設課、上下水道課、「中央公民館」の教育委員会は本庁に統合します。「アスパル」は、健康福祉課を本町へ統合し、保健・福祉・体育施設として位置づけていきます。「中央公民館」は、現在の貸館業務を中心に施設運営を行っていきます。 また、両地域局は現状どおり業務を継続していきます。

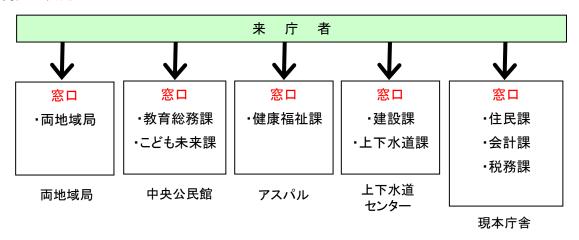


17

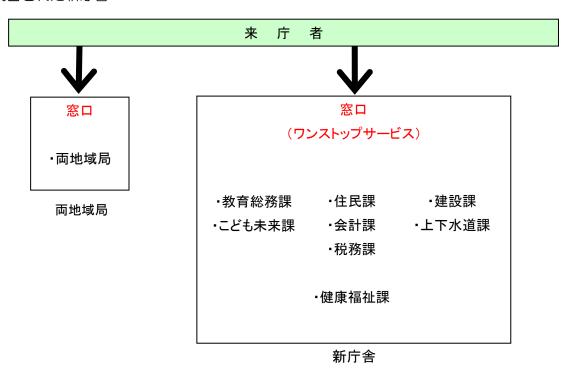
3-3 新庁舎規模の算定

多可町役場における来庁目的の過半数を占める窓口機能を集約し、効率化を図り、町民サービスの維持に努めます。

<新庁舎整備の考え方概念図(主に窓口機能)> 現在の状況



統合された新庁舎



<具体的に統合する課>

			平成26年(2014年)4月				
			職員数 (人)				
	町長	· 理事など	1909230 (717)				
		<u> </u>					
		公子初月 総務課					
		*ェ外推進課					
*		域振興課					
本庁		<u> </u>	94				
舎		אים נכניטכוי	UT				
ı	住民課	住宅政策室					
	生	<u> </u>					
		<u>/ </u>					
		水水水水 会計課					
	建設課	地籍調査室					
	上	下水道課					
		育総務課					
	ے ک	 ごも未来課					
		地域包括支援センター					
	健康福祉課	松井庄診療所					
本		杉原谷診療所					
本庁		八千代診療所					
舎		加美地域局	255				
以	地域振興課	八千代地域局					
外		杉原紙研究所					
	総務課	たかテレビ局					
	生涯学習課	人権啓発推進室(隣保館)					
		ベルディーホール					
		図書館					
	教育総務課	那珂ふれあい館					
		多可町給食センター					
	こども未来課	幼稚園・保育所					
	合	計	349				

			平成30年(2018年)4月
			職員数 (人)
	町長	・理事など	
	議	会事務局	
		総務課	
	プロシ	・エクト推進課	
	地	域振興課	
		税務課	
	住民課		
*	正以床	住宅政策室	
本庁	生	活安全課	165
舎	産	業振興課	100
		会計課	
	建設課		
		地籍調査室	
		下水道課	/+ A 7 +0 ==
		育総務課	〉 統合する部署
	ت .	ども未来課	
	健康福祉課		
		地域包括支援センター)
	健康福祉課	松井庄診療所	
		12 m3 · E 12 m3 (7) 1	
		八千代診療所	
	Li Lib le ren em	加美地域局	
本	地域振興課		
庁	//\ 76 - m	杉原紙研究所	
舎	総務課	たかテレビ局	176
以	T 7E 74 22 = B		, , ,
外	生涯子省議	人権啓発推進室(隣保館)	
		ベルディーホール	
	教育総務課	図書館 那珂ふれあい館	
	教目応務課		
	こども未来課	多可町給食センター 幼稚園・保育所	
	·		2/1
	合	計	341

※うち嘱託職員113人

※うち嘱託職員123人

<庁舎規模の算出>

起債基準	区分		人数		面積			
起俱奉华			八奴	4. 5 m²	換算率	1人あたり面積	山 (貝	
	特別職		3 人	4. 5	12	54. 00 m²	162. 00	m²
	課長級		18 人	4. 5	2. 5	11. 25 m²	202. 50	m²
事務室	副課長・課長補佐級		56 人	4. 5	1. 8	8. 10 m²	453. 60	m²
争伤主	一般職員		72 人	4. 5	1	4. 50 m²	324. 00	m²
	一般職員(設計)		16 人	4. 5	1. 7	7. 65 m²	122. 40	m²
	合計	ア	165 人				1264. 50	m²
付属施設	倉庫	1		事務室の	13%		164. 39	m²
的禹旭故	会議室等	ウ		全職員数に		7 m²	1155. 00	m²
玄関など			ア+イ+ウ	2583. 89	40%		1033. 55	m²
							3617. 44	m²
議事堂			14 人			35 m²	490. 00	m²
庁舎規模						·	4107. 44	m²

総務省基準 人数×25.27㎡	179	×	25. 27 m²	4523. 33 m²
国土交通省基準 人数×34.42㎡	179	×	34. 42 m²	6161. 18 m²

総務省基準の面積に約 10%加算した 4,800 ㎡ を最大想定規模と仮定します。

<新庁舎の階層構成>

低階層に配置する課

低階層(特に1階部分)には、町民の利用が一番多い窓口業務を行う課を集約し、ワンストップサービスが提供できる配置にします。

[具体例]

住民課、税務課、会計課、健康福祉課

中高層階に配置する課

中階層には、下から順番に町民の利用が多い課を配置し、業務の関連性と町民の利便性、さらに緊急時の対応に配慮した配置とします。

3-4 駐車場規模の算定

新庁舎建物と同様に重要になるのが駐車場の台数算定です。必要駐車台数について、来庁者用 駐車場と公用車駐車場から想定しました。

(1) 来庁者用駐車場

来庁者用駐車場は「最大滞留量の近似的計算法」を参考に算定します。

「市・区・町役場の窓口事務施設の調査(関龍夫:著)」によると、「来庁者のうち自動車による 来庁者の統計値で想定できますが、一般に所轄人口の 0.9%前後が窓口部門、0.6%前後が窓口 以外の来庁者として想定する。」とされています。

これにより、次の算定式により来庁台数を求めます。

- ※「来庁台数(台/日)=多可町人口×人口に対する来庁者の割合×乗用車保有率」
 - ·多可町人口: 22,719人(H26.1.1)
 - 来庁者割合: 0.9%[窓口]、0.6%[窓口以外]
 - ・乗用車保有率:ほぼ100%と想定
 - ●窓口来庁者台数=22,719×0.9%×100% ÷204.471 台/日
 - ●窓口以外来庁者台数=22.719×0.6%×100% ÷ 136.314 台/日

また、「最大滞留量の近似的計算法(岡田光正:著)によると、「必要駐車台数は、利用総数と 平均滞留時間から最大滞留量の算定を行なう。」とされています。

これにより、次の算定式により必要駐車台数を求めます。

- ※「必要駐車台数二最大滞留量(台/時間)
 - =1日あたり来庁台数(台/日)×集中率(α)×平均滞留時間(分)/60」
 - 集中率: 30%[一般事務所タイプ]
 - ・窓口部門の平均滞留時間:30分と想定(窓口20分、往復5分)
 - ・窓口以外の平均滞留時間:60分と想定
 - ●窓口必要駐車台数=204.471×30%×30 分/60≒30.6706 台
 - ●窓口以外必要駐車台数=136.314×30%×60 分/60≒40.8942 台
- :・来庁者用駐車場の必要台数=30.6706+40.8942=71.5648 台=71 台とします。・・・(A)
- 1 台あたりの駐車場面積は約30 m必要となりますので、71 台×約30 m→約2,130 m 約2,130 m の来庁者用駐車場が必要となります。

(2) 公用車駐車場

公用車駐車場は、現在の公用車数同等台数を想定します。

現在の公用車数56台・・・・(B)

56 台×約 30 ㎡→約 1,680 ㎡

約 1.680 ㎡の公用車用駐車場が必要となります。

(3) 必要駐車台数

(1)で算定された来庁者用駐車台数71台と(2)で算定された公用車用駐車台数56台とを合算した約120台を必要駐車台数として想定します。

必要駐車台数(A)+(B)=127台 約3,810㎡

駐車場面積約3,810 ㎡と庁舎建築面積約1,100 ㎡との合計が約4,910 ㎡となり、現在想定される『現本庁舎敷地』の約4,000 ㎡では、同一敷地に計画することが難しいため、来庁者用駐車場を優先的に敷地内に確保し、公用車等は緊急時に必要な車両台数等を精査し配置するものとします。

(4) 駐車台数の検証

策定委員により視察を行なった自治体の人口・職員数(想定)・庁舎床面積・駐車台数をまとめると、下表のようになります。

自治体	人口	職員数(人)	延床面積(㎡)	駐車台	数(台)	内訳	人口に対す	る駐車台数	庁舎面積に対	する駐車台数
日石体	1		Α	В	来庁者用 (C)	公用車	(B/1) ×100	(C/1) ×100	(B/A) ×100	(C/A) ×100
宍粟市 (兵庫県)	42,527	280	6,760.32	209	137	72	0.49	0.32	3.09	2.03
真庭市(岡山県)	50,389	300	7,959.03	350	100	250	0.69	0.20	4.40	1.26
淡路市(兵庫県)	47,997	150	5,029	136	50	86	0.28	0.10	2.70	0.99
加東市(兵庫県)	40,215	293	9,000	266	194	72	0.66	0.48	2.96	2.16
多可町	22,719	159	4,800	127	71	56	0.56	0.31	2.65	1.48

※真庭市の公用車 250 台には、職員自家用車も含まれています。 ※多可町以外の数値は各自治体の基本計画書等より抜粋しました。

人口に対する駐車台数(全体駐車台数ならびに来庁者用駐車場台数)は、概ね、視察した自治体同等の数値となっています。

4. 事業実施方針

4-1 工事費の概算

本庁舎の建設費用については、近年の他の自治体の事例などを参考にして、解体・引越し等を含め、約22億円の工事費を想定します。約22億円の内訳は、建設工事費約18億円と、付帯費等約4億円となっています。(※付帯費は、引越し・本庁舎解体費用・防災行政無線移設など)

概算事業費

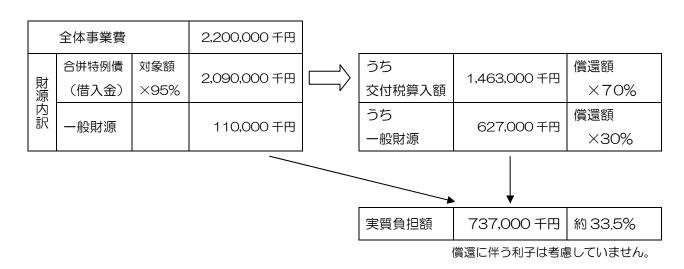
区分	概算事業費	備考		
本体工事費	1,800,000 千円			
付帯費	249.000 TM	引越し、本庁舎解体、防災行政無		
19 市賃	248,000 千円	線の移設など		
設計監理費	120,000 千円			
関連事業費	32,000 千円	用地費、造成費など		
合計	2,200,000千円			

本体工事費とその他の事業費を合わせた総事業費はおよそ 2,200,000 千円となります。 ※ただし、条件変更等があった場合は、別途費用が必要となります。

4-2 財源

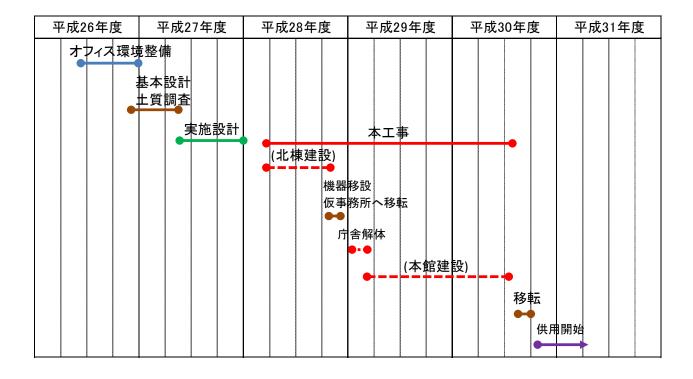
<財源>

概算事業費に対する財源は、合併特例債を活用します。内訳については下表のとおりとなります。



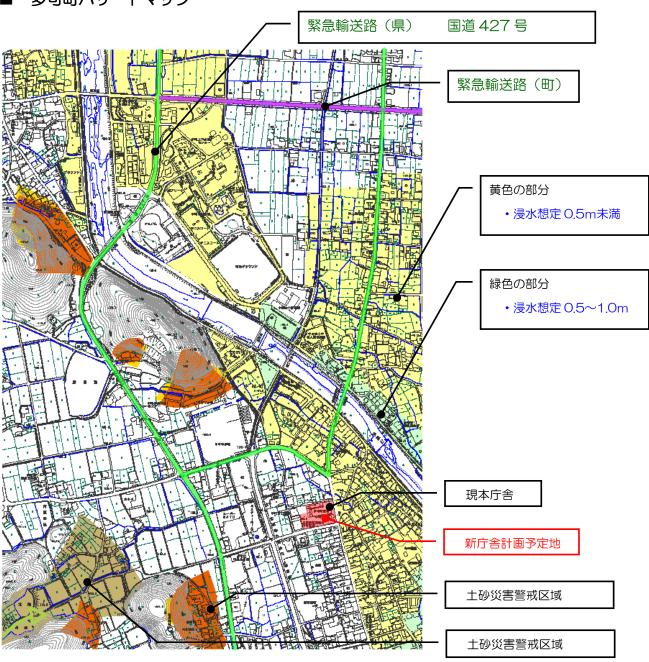
4ー3 事業スケジュール

新庁舎の工事着工を平成28(2016)年度、供用開始時期を平成30(2018)年度内を目標に事業スケジュールを設定すると、下表のようになります。今後、基本設計で検討される構造や工法等によって、若干のスケジュールの変更の可能性はあります。



<参考資料>

■ 多可町ハザードマップ

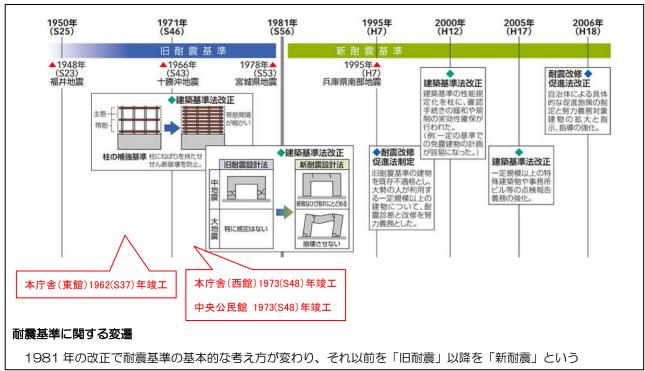


凡例

	土砂災害
/	流下方向
/	土石流危険渓流
	浸水想定 : 0.5m未満
	浸水想定 : 0.5~1.0m未満
	浸水想定 : 1.0~2.0m未満
	浸水想定 : 2.0~3.0m未満
	浸水想定 : 3.0~4.0m未満
	浸水想定 : 4.0~5.0m未満
	土砂災害警戒区域(土石流)
	土砂災害警戒区域(急傾斜)
	急傾斜地崩壊危険箇所
	急傾斜地被害想定区域

■ 耐震指標の Is値とは

1981 年以前の旧耐震基準で設計された建物は、現在の設計法とは異なるため、現行基準に基づいた検証では耐震性を正しく把握することが困難です。耐震診断では柱や壁の強度を計算し、構造耐震指標 Is (Seismic Index of Structure)という指標を用いて耐震性を判定します。



過去の地震被害の研究から、診断の結果、耐震指標である Is 値が O.6 以上ある建物は、震度6 強程度の大地震に対しても、建物が倒壊や崩壊する危険性は低いと考えられています。 逆に Is 値が O.6 未満の建物の場合は大きな被害を受ける可能性が高くなり、そのため耐震補強が必要とされています。その際の補強目標としては、一般的な建物では Is 値を O.6 以上としていますが、建物の重要度により目標の Is 値を大きな値とする場合もあります。

(参考)

I 類:大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 → I s 値 0.6×1.5=0.9

Ⅱ類:大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目的とし、人命の安全 確保に加えて機能確保が図られている。 \rightarrow \parallel s 値 $0.6 \times 1.25 = 0.75$ 庁舎は \parallel 類に分類されます

Ⅲ類:大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 → Is値 0.6×1.0=0.6

耐震指標: Is 値=0.6 は、旧基準の建物の耐震性を評価する上での判断ラインとなっており、補強を考える上でも満たすべき最低限の目標値となっています。これは、「Is=0.6」の建物は「必要な耐震強度に対し 100%の強度を持っている」ことを意味しており、「耐震強度が 60%」ということではありません。